

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日（水）午後1時44分から午後2時18分
2. 開催場所 里庄町健康福祉センター2階 講義室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	欠

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
(一括契約)

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和8年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第12号について、ご説明いたします。

整理番号は、4でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、1,122㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第12号、整理番号4は、許可と決定します。

続きまして、整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは整理番号5について、ご説明いたします。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は畑、面積は、112㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

す。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号5は、許可と決定します。

続きまして、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第13号について、ご説明いたします。

整理番号は、6でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく許可申請でございます。

申請人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆で、地目は畑、面積は合計で1014㎡です。

今回、申請人が、太陽光発電設備設置を目的に申請が行われました。以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、盛土はしないため、隣接地への土砂流出はありません。

雨水については、自然透水で、生活排水については、ありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、太陽光発電設備ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、太陽光発電設備設置であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございしますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議 長 ただいまの事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等
ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号6は、許可と決定
します。

続きまして、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第14号について、ご説明いたします。

整理番号は、7及び8でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条
に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

整理番号7

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆で、地目は畑、面積は
合計で1533㎡です。

整理番号8

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、2筆で、地目は1073
が田、1086は畑、面積は合計で1377㎡です。

今回、譲受人が、太陽光発電設備の設置を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、盛土
はしないため、隣接地への土砂流出はありません。

雨水については、自然透水で、生活排水については、ありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、太陽光発電設備ですので、
影響はないと判断します。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してくだ
さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
転用目的は、太陽光発電設備設置であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 令和6年4月に改正された再エネ特措法では、水平距離100m以内に同一事業者が保有する設備の合計出力が50kw以上となる場合、住民説明会を開催することがFIT（固定価格買取制度）認定を受けるための必須義務の
はず。

事務局 確認したところ、そのようです。

代理で申請に来られた行政書士の方に電話でお伝えしたところ、業者は過去に同じような案件をこなした経験があり、住民説明会が必要なことは認識しているだろう、とのことでした。

本案が許可となった場合には、住民説明会の開催について、許可書にも一文加えるつもりです。

議長 他に質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

条件付きで許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第14号、整理番号7及び8は、許可と決定します。

続きまして、議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

なお、本件については、●●●●委員が利害関係者となるため、一時退席をお願いします。

事務局 それでは議案第15号について、ご説明いたします。

整理番号は、9から16でございます。

里庄町長より、令和8年5月20日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

機構から権利の設定を受けるものは全て●●●●さんとなっておりますので、一括してご説明いたします。

なお、対象地は全て地域計画内及び農業振興地域内の青区域にある農地となっております、また、全て今現在機構を介しての利用権設定がなされている農地ですので、今回はそれを更新する手続きとなっております。

整理番号 9

申請地は、1筆、地目は田、面積は397㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 10

申請地は、1筆、地目は田、面積は826㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 11

申請地は、2筆、地目は田、面積は計585㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 12

申請地は、1筆、地目は田、面積は877㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 13

申請地は、1筆、地目は田、面積は798㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 14

申請地は、2筆、地目は全て田、面積は合計で545㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 15

申請地は、2筆、地目は全て田、面積は合計で824㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号 16

申請地は、1筆、地目は全て田、面積は合計で189㎡です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機

構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件は満たされていると考えますので、特に支障は無いと思われま
以上です。

議 長 ただいまの整理番号9から16の案件に関し、事務局説明について、ご
質問、ご意見等ございますか。意見がある場合は、町から機構に対して、そ
の内容を提出することになっております。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

意見なしとすることに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号9から16は、農
業委員会からの意見はなしとして、町長へ回答することと決定いたします。

●●●●委員に、再度入っていただきます。

以上をもちまして、令和8年第6回総会を閉会いたします。